

参考資料（議案第58号）

木津川市営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
（入居者の資格）	（入居者の資格）
<u>第6条</u> 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（ <u>第2号及び第4号</u> ）の条件を具備する者でなければならない。	<u>第6条</u> 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（ <u>第3号</u> ）の条件を具備する者でなければならない。
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。	(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこ	(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこ

と。

(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として第3項で定める場合
21万4,000円

イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円
（当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合
15万8,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

と。

(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合
その他の政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号
に規定する金額

イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合
政令第6条第5項第3号に規定する金額

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(5) 独立の生計を営むもので現に市内に3月以上居住する者又は市内に3月以上職場を有する者であること。

(6) 市長が適当と認める連帯保証人が2人あること。

(7) 市税等を滞納していない者であること。

2 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(5) 独立の生計を営むもので現に市内に居住する者又は市内に職場を有する者であること。

(6) 市長が適当と認める連帯保証人が2人あること。

(7) 市税等を滞納していない者であること。

2 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正

する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 引き続き1年以上結核療養施設又は結核療養施設を有する病院に入所又は入院中の者で、入居時までに結核が治癒し、再発するおそれがないことが証明され、かつ、退所又は退院後に住宅に困窮することが明らかなもの

(10) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪により害を被つたことにより収入が減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者

3 第1項第3号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 入居者又は同居者が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者のその障害の程度が

次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、当該（ア）から（ウ）までに定める程度であるとき。

（ア） 身体障害 前項第2号アに規定する程度

（イ） 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が前項第3号に規定する程度であるもの

ウ 前項第4号、第6号から第8号に該当するもの

（2） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であるとき。

（3） 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者があるとき。

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の

終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号、第3号から第7号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同条第1項各号（高齢者等にあつては、同条第1項第2号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。この場合の入居の申込みは、公募の都度1世帯1戸とする。

2 市長は、入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、次に掲げる措置を行わせることができる。

終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号（高齢者等にあつては、同条第2号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。この場合の入居の申込みは、公募の都度1世帯1戸とする。

(1) 当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させること。

(2) 関係機関に意見を求めること。

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第9条～第11条（略）

（同居の承認）

第12条 公営住宅の入居者は、公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないもの

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第9条～第11条（略）

（同居の承認）

第12条 公営住宅の入居者は、公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、前項の

とする。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える場合

(2) 当該入居者が第42条第1項各号のいずれかに該当する場合又は市営住宅及び共同施設の管理についてこの条例の規定に違反した場合

(3) 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるとき（前項第3号に該当する場合及び当該入居者が第42条第1項第6に該当するときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

第13条～第28条（略）

（収入超過者等に関する認定）

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引

承認をしないものとする。

第13条～第28条（略）

（収入超過者等に関する認定）

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き

き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

第2項～第3項（略）

第30条～第69条（略）

3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

第2項～第3項（略）

第30条～第69条（略）